

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

知事から提出された令和元年度公営企業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

なお、審査の対象となる会計は下記のとおりである。

- ① 京都府地域開発事業特別会計
- ② 京都府港湾事業特別会計
- ③ 京都府電気事業会計
- ④ 京都府水道事業会計
- ⑤ 京都府工業用水道事業会計
- ⑥ 京都府流域下水道事業会計
- ⑦ 京都府病院事業会計

第2 審査の手続

この資金不足比率審査は、提出された資金不足比率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の内容に問題点がないかを主眼として実施した。

第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、いずれの会計においても、適正に算定されており、当該書類は適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の経営健全化基準は20%のところ、いずれの会計においても、前年度と同様に資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。